

市民税・県民税とは

- 毎年1月1日に住んでいる市町村に納める税金です。
- 前年の1月1日から12月31日までの1年間で一定以上の収入がある場合にかかります。
- 引っ越しをした場合も、その年の1月1日に住んでいた市町村に全額を納めます。

市民税・県民税は前年中の収入金額と控除金額により計算され、6月から課税されます。

- ◎普通徴収…年4回(6月末・8月末・10月末・翌年1月末)に分けて納付書等により直接納付する方法
- ◎特別徴収…毎月の給与(6月～翌年5月)や公的年金から差し引いて納付する方法

市民税・県民税税額決定・納税通知書の見方

〈1ページ目〉

令和 年度 市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書

通知書番号		宛 名 番 号	
あなたは税額を下記のとおり決定したので、地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の1の5の規定によって通知します。			
埼玉県 川口市長 公印			
次の金融機関口座から普通徴収分を振替させていただきます。			
口座振替の鍵録をされている方は、納期限の日に口座振替いたします。なお、全期前納をお申し込みの方は、第1期納期限の日に年税額を一括口座振替いたします。			
給与特別徴収税額	公的年金特別徴収税額(詳細は次頁)	普通徴収税額	年税額
円	円	円	円
所得割		均等割	
市民税	円	市民税	円
県民税	円	県民税	円
合計	円	合計	円
森林環境税	円	森林環境税	円

お電話でお問い合わせの際は
この番号を教えてください。

あなたが支払う1年間の
市民税・県民税の金額です。

市民税・県民税は年4回に分けて
納付します。各回の納付額と納期限
が書かれています。

○普通徴収の方法によって納める額及び納期限

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
税額	円	円	円	円
充当額	円	円	円	円
納付額	円	円	円	円
納期限	円	円	円	円

納付書裏面で納付場所を確認し、上記「納付額」をそれぞれ納期限までに納めてください。

〈3ページ目〉

○所得・控除の明細書

本人該当区分		扶養親族該当区分		控除	
控除区分	特別障害	普通障害	ひとり親	寡婦	勤労学生
控除区分	配偶者	一般扶養	特定扶養	年少扶養	老人扶養
控除区分	同居老親等	計	同居	計	普通障害
営業等・農業	不動産	利子	配当	(給与収入)	与所得(所得金額調整控除後)
(公的年金等収入)	雑・譲渡・一時	計	分離長期 特控前	分離短期 特控前	分離長期 特控後
分離短期 特控後	山林・株式・先物	繰越損失	合計所得	雑損控除	医療費控除
社会保険料	小規模企業共済等掛金	生命保険料	地震保険料	本人障害	扶養障害
寡婦・ひとり親	勤労学生	扶養控除	配偶者特別控除	基礎控除	控除計

課税の基となった収入(所得)金額と控除金額で
前年の1月から12月までの収入で課税されます。

- ・市役所に提出する市民税・県民税申告書
- ・税務署に提出する確定申告書
- ・会社が市役所に提出する給与支払報告書

などを基に税額を計算しています。

収入

控除

市の税金は、納期限までに支払わなければなりません。納期限を過ぎると、延滞金が加算されます。
納付が難しい場合や納付方法についてご相談がある場合は、納税課にご連絡ください。